

広島県告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。

令和五年九月一十八日

鹿島縣知事
湯嶋英彦

		所 在 場	所	所有者 (登記簿上の所有者 氏名)
	庄原市西城町大屋字上り原乙五七三			竹盛 輝夫
	庄原市西城町大屋字上り原乙五七四の一			竹盛 輝夫
	庄原市西城町大屋字上り原乙五七四の二			竹盛 輝夫
	庄原市西城町大屋字上り原乙五八六の一			森永 久枝
	庄原市西城町大屋字上り原乙五八六の三			竹森 輝夫
	庄原市西城町平子字丑ノ河一〇九五の二			竹森 輝夫
	庄原市西城町油木字栎谷五〇一三の三			森永 久枝
	庄原市西城町油木字灰庭五〇一九の二			竹盛 輝夫
	庄原市西城町中迫字渡り上山戊五一九三の一六			竹盛 輝夫
	庄原市西城町高尾字東櫛山五二三五の八			竹盛 輝夫
	庄原市西城町平子字田ノ原山五二五三			竹盛 輝夫
	庄原市西城町高尾字東櫛山五二三五の二			竹盛 輝夫
	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の四			竹盛 輝夫
	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一			竹盛 輝夫
六	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ
五	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ
四	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ
三	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ
二	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ
一	庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ	坂本 ユキコ

二 指定の目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

八九〇

五木の戯采の限度並びに直戯の方法 明明及び射重

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに庄原市役

所に備え置いて縦覧に供する。)